

## 第4回忠岡町障害者施策推進協議会 議事要旨

○日時：平成30年3月16日（金） 午後2時00分～午後2時45分

○場所：忠岡町役場3階 研修室1. 2

### ○出席者

安藤 元博 泉大津市医師会代表  
是枝 綾子 忠岡町議会 福祉文教常任委員会委員長  
石原 廣二 忠岡町身体障害者福祉会会長  
高見 晃市 忠岡町自治会連合会会長  
勝元 芳夫 忠岡町民生委員・児童委員協議会会長  
櫻井 忠司 忠岡町人権協会会長  
井手 和代 公募委員  
田邊 みき 公募委員  
今川 和子 大阪府和泉保健所地域保健課長  
塩谷 謙二 大阪府立和泉支援学校校長  
小川 英夫 大阪府立岸和田支援学校校長  
東 祥子 忠岡町健康福祉部長

### ○欠席者【委員】

北野 誠一 NPO 法人 おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長  
樋口 早智子 忠岡町心身障害者（児）福祉会会長  
上ノ山 幸子 忠岡町社会福祉協議会会長  
井下 知子 忠岡町エイフボランティアネットワーク副会長  
鶴田 信也 忠岡町障害者施設代表  
森 真規 泉州北障害者就業・生活支援センター センター長

### ○出席者【事務局】

和岡町長、いきがい支援課 泉元課長、泉、田邊

### ○出席者【関係各課】

学校教育課 土居理事、子育て支援課 二重課長、保険課（保健センター）春日主幹、岩佐

### ○出席者【コンサル／働きようせい】

西山

## ○傍聴者

なし

## ○案件

- ①パブリックコメントの結果について
- ②障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）について
- ③その他

## ○配付資料

次第

- 資料 1 「忠岡町第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画（素案）」に対する住民のご意見等とそれに対する忠岡町の考え方
- 資料 2 忠岡町障がい福祉計画（第 5 期）障がい児福祉計画（第 1 期）【案】

## ○案件

### ①パブリックコメントの結果について

（資料をもとに事務局より説明）

- ・委員：パブコメ意見の No. 1 は発達障がい者に対する支援として、サービス量についてはどこに記載してあるのか。
  - ←（事務局）No. 1 に関しては、発達障がいのある方でサービスを利用したいという相談があり、各種障がい者手帳を所持していない場合、国際基準の ICD10 など医師の診断書をお願いしている。また、計画書に発達障がい者として記載がないのは、国や他の都道府県では障がい種別で分けることなく一体で見込量を記載しているが、大阪府では身体・知的・精神の 3 区分で障がい表記する方式をとっているため、発達障がいのある人の利用量の見込みは知的や精神の中に含まれている。
- ・委員：No. 2 について意見のとおり、「週 2～3 回」提供すべき。
- ・委員（議長）：近隣の状況は
  - ←（事務局）高石市から岬町の 8 市 4 町の泉州エリアうち、訪問入浴を提供していないところが 2 市あり、月 2 回までが 1 市、その他は概ね週 1 回。
- ・委員：意見書があれば、夏場だけやってもらえる市もあるという話を聞いたことがあるが。
  - ←（事務局）岸和田市だと思うが、町の財政状況を踏まえながら、検討していきたい。
- ・委員：No. 3 に関して、町外施設を利用する場合、交通手段の関係もあるので、町内で充実して

ほしい。

・委員：ファインプラザ大阪では開催していないのではないかな。

・委員（議長）：町の温水プールの復活等を含めて、状況を聞きたい。

←（事務局）プールで障がい者の教室を開催しているかどうかなど、確認しているところだが、また、指定管理等の運営方法も含めて調査していきたい。

・委員：熊取町では指定管理で運営しており、障がい児・者を対象した教室も開催していると思う。そこを利用するか、また、町独自で開催するか、検討してほしい。

・委員：以前は町でも開催していたと思うが、自然消滅したのかどうか。

・委員：障がいがあり歩けない人が、水の中で歩けたという感動は大きいと思う。

・委員：No.4については主旨が伝わっていないと思うが、通学・通級する際に行動援護が利用できないかということである。行動援護を利用する場合、18歳以上は障がい支援区分が必要だが、18歳未満は必要ないとあるので、活用できないか。

←（事務局）現時点では行動援護の利用者はいない。通学時に行動援護の利用が可能か確認をしたい。

## ②障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）について

（資料をもとに事務局より説明）

・質疑なし

## ③その他

（報告事項等はなし）

・委員：計画が完成した後、町民に対してどのように周知するのか。

←（事務局）ホームページに掲載するほか、広報で案内したい。なお、広報は誌面に限られるため、掲載内容については検討したい。また、概要版を作成する予定だが、全戸配布は難しい。

・委員：ホームページは全文掲載か。また、冊子は図書館等の町の公共施設で閲覧できるようにしてほしい。

←（事務局）閲覧できるようにする。

以上